

船舶インシデント調査報告書

令和6年1月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年5月5日 14時25分ごろ
発生場所	千葉県千葉市幕張海浜公園西方沖 千葉市稲毛ヨットハーバー灯台から真方位299° 2.7海里付近 （概位 北緯35° 38.6′ 東経140° 00.5′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{おだかや} 小高屋丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年6月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 小高屋丸、5トン未満（長さ6.56m） 232-30260千葉、個人所有 ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力77.23kW、回転数毎分3,250、4気筒、ボア92mm、使用燃料軽油、機関製造年月不詳、平成16年5月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約10m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、潮干狩りの目的で、幕張海浜公園西方沖を南東進中、警報が鳴り潤滑油圧力低下の保護装置が作動して主機が停止した。</p> <p>船長は、主機の始動を試みたが始動できず、機関室を確認したところ、主機の潤滑油が噴き出していたので、運航不能と判断して118番通報を行い、本船は来援した巡視艇により千葉県千葉港にえい航された。</p> <p>船長は、本インシデント後に主機を点検したところ、主機の左舷側の物置台に置いていた補助バッテリーが、船体の動揺によって落下して主機の潤滑油こし器の側面に当たり、同こし器に破口を生じ、潤滑油が噴き出したことが判明し、同こし器を交換して主機を復旧した。</p> <p>船長は、本インシデントの数週間前に購入した補助バッテリーを固定せずに物置台に置いていた。</p>
分析	本船は、南東進中、主機付近の物置台に固定されずに置かれていた補助バッテリーが船体の動揺によって落下して主機の潤滑油こし器の側面に当たり、同こし器に破口が生じたことから、主機の潤滑油が噴き出し、潤滑油圧力が低下して保護装置が作動し、主機の運転ができな

	くなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、南東進中、主機付近の物置台に固定されずに置かれていた補助バッテリーが船体の動揺によって落下して主機の潤滑油こし器の側面に当たり、同こし器に破口が生じたため、主機の潤滑油が噴き出し、潤滑油圧力が低下して保護装置が作動し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、船体動揺により移動し他の機器等に損傷を与える可能性のある物品は、出航前に固定しておくこと。